

「身の振り方を考えたら」などと退職強要を受けたら、絶対に「辞める」という前に、組合に相談しましょう！これをみんなに周知徹底しましょう！

タクシー会社の(株)〇社の無線係をやっていたBさんは、体調不良で欠勤することを電話し、翌日出勤すると、N統括部長から「辞める方向で身の振り方を考えたらどうか」と言われ、さらに「3月1日から3月4日まで休業するよう」言われました。3月5日、N統括部長に対し、「退職」を口にしてしまいます。N統括部長は直ちに退職届けを持ってきて、Bさんは署名・捺印してしまいます。しかし、前年の夏まで夜勤のタクシーの配車の仕事をしていましたが、昼の仕事に回され大幅な減収を被っていたこと。新しい仕事になじめず、スピードが遅いと社長からたびたび叱責を受けていたことなどから、Bさんは、「これは、私に対する退職強要で、一家の生計を支えている私の収入がなくなれば家庭は困る」どうしても納得できない思いが断ち切れませんでした。そんな時に、「働く仲間の会」を紹介してくれる人がいて、相談に訪れ、3月26日会社と団交を持ちました。会社は、「多少の行き違いが在ったとしても、退職願いは自分で書き、押印しているので退職は撤回できない」との返事でした。「働く仲間の会」は「Bさんは、関節リュウマチを患っているので、健康保険の傷病手当を申請し、2/3の補償をもらって、1年6カ月治療に専念し、直ったら新たな就職をするなりしたい、傷病手当をとれるよう協力ねがえないか」と申し入れたところ、「傷病手当を取れるよう会社も協力する。退職時期の変更も含めて必要ならば協力する」という確認で団体交渉を終えました。

今回のケースは、退職届けに署名・押印し、会社の社員から餞別もらった後の交渉だったので、離職票を会社都合に変更させることもできませんでした。退職強要に対しては、絶対その場で返答せず、「考えさせてもらいます。私も相談する人があるので」と退職届を預かり組合に相談しましょう。口頭であれ、退職に合意してしまうと撤回は難しくなります。